

平成29年3月27日

すべての職員が、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることに
よって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画（第3期）を
策定し、取組を継続していきます。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施継続と職
場内への周知・意識啓発を図る。

<対策>

- 平成29年4月～ 毎週水曜日のノー残業デーを継続実施するとともに、定時以降の
会議や打合わせを控えるなどの環境整備を行う。
- 平成29年4月～ 所定外労働を削減するため、ノー残業デーには、朝礼や終礼での
周知を徹底し、職場内の意識啓発を図る。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、正規職員1人あたり平均年間
12日以上とする。

<対策>

- 平成29年4月～ 年次有給休暇の計画的取得を目的に、各係において2～3ヶ月単
位の有給休暇取得の計画表を作成する。
- 平成29年4月～ 有給休暇取得状況を適時、係長に報告する。